

## 観智院本『三宝絵詞』における小字仮名：漢字片仮名交じり文における三種類の表記種

著者	村井 宏栄
雑誌名	三重大学日本語学文学
巻	17
ページ	1-11
発行年	2006-06-24
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10076/6641">http://hdl.handle.net/10076/6641</a>

# 観智院本『三宝絵詞』における小字仮名

—漢字片仮名交じり文における三種類の表記種—

村井 宏栄

## 一、問題の所在

現代の漢字仮名交じり表記は、漢字と平仮名の交用によって表記される。自立語（活用語は語幹部分）や概念語の多くを漢字によって、付属語や活用語尾の多くを仮名によって記す、といった書き分けである。樺島（二九七九）や中田（一九八三）は、文的単位と漢字・仮名境界との運動による読みやすさや省スペースの効率性などから、漢字仮名交じり表記の利点を指摘している。

この漢字仮名交じり表記の淵源をなすと思われるのが、院政期以降に多く見られる、いわゆる片仮名文・漢字片仮名交じり文である。これらにおいては、三種類の表記種（漢字・大字仮名・小字仮名、以下これらを指して「表記種」とする。）を複合的に用いた表記が観察されることが多い。

釈迦ノ御ノリ正覚成給シ日ヨリ涅槃ニ入給シ夜ニイタルマテ  
説給ヘル諸ノ事一モマコトナラヌハナシ

（観智院本『三宝絵詞』中三才五）

右の例では、一文中において「釈迦・御（ノリ）・正覚成給・日・涅槃・入給・夜・説給・諸・事・一」を大字の漢字によって（以下「漢字」）、「（釈迦）ノ・（御）ノリ・（正覚成給）シ・（日）ヨリ・イタルマテ・（説給）ヘル・マコトナラヌ（一）・ナシ」を大字の片仮名（以下「大字仮名」）によって、「（涅槃）ニ・（入給）シ・（夜）ニ・（諸）ノ・（一）モ・（マコトナラヌ）ハ」を行の右寄せ・小書き（以下「小字仮名」）によって記しており、書き分けを認めることができる。

文を書記する際、言語単位の分節標示にはいろいろな手段が考えられる。句読点やスペースの挿入（分ち書き）をはじめ、文字体系の交替（漢字↓仮名、仮名↓漢字）、文字の大小の交替（大↓小、小↓大）、改行、連綿、異体仮名の使用などが可能性として挙げられる。

右のうち、本稿では小字仮名、すなわち漢字や大字仮名の右下に文字を小書きするという方法に注目する。現代では失われた（大きく書く／小さく書く）という文字の大小による標示は、

書記史上何を意味し、中世以降どのようにして衰退していったのかという問題は重要なはずであるが、解明されているとは言い難い。本稿は小字仮名を現実的な書記行為の一実現ととらえ、その実態と機能とを探ることを目的とする。

なお、本稿では以下の定義を以て用語を用いるものとする。

書記——言語を書き記すという行為全般をいう。

表記——書記において、特に文字がどのように記し留められるのかという方法を問題とする場合の、その運用行為をいう。

## 二、先行研究

院政期以降多く見られる、いわゆる片仮名文・漢字片仮名交じり文には、その定義と名称とに問題が存在する。いわゆる片仮名文・漢字片仮名交じり文について、その流れを概観したのは小林（一九七二）と築島（一九八二）である。小林（一九七二）は、広義の片仮名文を漢字と仮名の比率によって、左のごとく二分する（注一）。

第一類…漢字表記が中心で片仮名表記は助詞・助動詞・送り

仮名の類を主に宣命体で小書して記すもの

↓片仮名交り文

第二類…片仮名表記が中心で若干の漢字表記を交えるもの

↓漢字交り片仮名文

小林は右の代表的な文献として、第一類には『今昔物語集』・

金沢文庫本『仏教説話集』を、第二類には『極楽願往生歌』・『法華百座聞書抄』を挙げる。

一方、築島（一九八二）は片仮名交じり文文献について、平安後半期以降の発展段階を左のように整理する。

(一) 訓点本への書入れの類

(二) 宣命書の変容

(三) 変体漢文中の仮名表記の発達

(四) (一) (二) を併せた片仮名宣命書きの確立

(五) 平仮名文から片仮名交り文への書替へ

用語が錯綜するが、小林の言う「片仮名交り文」が築島の(四)、同じく「漢字交り片仮名文」が築島の(五)にほぼ相当するものと思われる。

築島の言うように、(五)が平仮名文から片仮名交じり文へと書き替えられることを前提にしてよいのかという問題もある(注二)、小林の言う第一類・第二類の表記の他、前に確認したように三種類の表記種(漢字・大字仮名・小字仮名)が交用する文献群が存在することも事実である。ある文献が第一類なのか第二類なのか、また片仮名文という独立した表記体を認めると仮定してそれが片仮名文なのか漢字片仮名交じり文なのかといった判断は、これまで漢字に対する大字仮名や小字仮名のおおよその割合によって位置付けられてきた感がある。主観的判斷に基づく量的基準に依っており、片仮名文や漢字片仮名交じり文について、その本質的な性質の差異は明確でない。

しかし明確でない以上、筆者はこれらを一括して扱うことも意義があると考える。よって本稿ではこれらを「漢字片仮名交じり文」と一括し、考察の対象としたい。

また、小川(一九九八・二〇〇三)は延慶本『平家物語』の表記システムについて論じる。小川(一九九八)は特に小字仮名(小川の用語では「仮名小字」とする。)に注目し、小字仮名は文節頭初には立たないことなどから、その機能を境界標示に求める。小川(一九九八)は各品詞ごとに小字仮名表記する率を求め、小字仮名表記されることの多い付属語についてはさらに次のごとく各語ごとに検討を加えている。

助詞の中で小字率が高いのは(以下カッコの中に巻1本末における小字率、小字書出し例/仮名書出し例、を記す)、「に」(75.5% 1455/1928)、「を」(72.1% 1425/1977)、「が」(67.4% 1976/2933)、「は」(64.4% 654/1016)、「く」(58.0% 148/255)、「が」(52.3% 147/281)の順である。小字率が低いのは「やが」(1.0% 2/204)、「や」(1.0% 1/100)、「やじ」(3.7% 8/217)、「は」(已然形接続 5.0% 34/678)、「じや」(6.5% 10/153)、「や」(12.8% 18/141)、「じ」(13.3% 6/120)、「やん」(15.1% 32/212)、「はじ」(27.5% 38/138)、「や」(30.8% 263/854)、「じ」(39.4% 798/2024)、「や」(42.9% 299/697)の順である。助動詞の中で小字率が高いのは「ぬ」(37.4% 111/297)であるが、その過半を占める76例が連用形「に」に集中する。

これは助詞「に」の小字率が高いこと(75.5%)に牽引されたものであろう。…(以下略) …

小川(一九九八)は品詞ごとの総量から見て小字仮名の割合を体系的・数量的に求めたという点で綿密な報告であり、小字仮名の機能を考えた本稿にとつても有意義な論考である。しかし小字仮名の機能を考える上で、筆者はいま一つの重要な観点も存在すると考える。すなわち、上から下へと書き記していくというテキスト表示の線状性から見て、その部分が小字であることによつて、視覚に映る表記上に何が標示されるのかという観点である。

明ラカニ

サラニ

コロモニ

アラハレニケリ

例えば、小川の研究方法において右の語例はそれぞれ形容動詞・副詞・名詞+助詞・助動詞という異なるカテゴリーに所属することになる。しかし前から後ろへ記していくという文字言語行動において、各末尾の「ニ」が存在していることもまた事実であり、筆者はこのような観点を重視したいと思う。よつて本稿ではアプリオリに品詞名をあげてはめた上で考察するのではなく、文字上何が標示され、結果的にそこから何を読み取る、とができるのか、という点から考察を進めていく。

### 三、研究の方法

漢字片仮名交じり文の一般的傾向として、自立語の書き出しは漢字・大字仮名で始まるが、小字仮名で始まることはない、という事実が存在する。文字連結において小字仮名が現れるのは、常に漢字・大字仮名に後置する場合である。よつて、これら三種のうち、小字仮名のみは他の二種に対して従属的・補助的な役割を担うと言える。

小字仮名が用いられる場合、

①漢字に小字仮名が後置(例「悪道<sup>三</sup>」、以下「(漢字十<sup>小字仮名</sup>表記)」)

②大字仮名に小字仮名が後置(例「マサニ<sup>二</sup>」、以下「(大字仮名十<sup>小字仮名</sup>表記)」)

という二つの組み合わせが存在している。しかし、漢字片仮名交じり文文献全般を見渡した場合、右の②の現象は観察される文献とされない文献とが存在することがわかる。

一文献内に三種の表記種が見られたとしても、図書館本『宝物集』、京都国立博物館蔵本『打聞集』、中山法華経寺蔵本『三教指帰注』は通常大字仮名に小字仮名は後置しない(注3)。これら三種の文献において小字仮名が出現するのは、必ず漢字の直後である。一方、大字仮名に小字仮名が後置する表記も見られるのは、観智院本『三宝絵詞』・『法華百座聞書抄』・延慶本『平家物語』・『名語記』などである。

これまで漢字片仮名交じり文あるいは片仮名文の文献として

一括されていた文献群は、②という観点から再分類することが可能である。本稿では、このうち観智院本(現東京国立博物館蔵本)『三宝絵詞』(以下「観智院本」)を取り上げ、小字仮名の実態について報告する。

『三宝絵詞』は源為憲の撰になり、永観二(九八四)年に冷泉天皇の第二皇女尊子内親王に捧げられた仏教入門のための説話集である。主要な写本としては漢字と平仮名で記された東大寺切、変体漢文で記された前田本、漢字片仮名交じり文で記された観智院本の三本が知られている。本稿で使用するテキストは観智院本である。観智院本は文永一〇(一二七三)年の奥書を持つ(注4)。

用例採取の方法は次に従った。小字表記であるとの判断は「小字で行の右寄りに記される」という視覚上の根拠に依っている。しかし観智院本の書写の特徴として、仮名の大きさに比較的幅があり、小字かどうか判定するのがまれに困難な場合が存在する。よつて本稿では行の右寄り(当該文字が前後・後接の文字の中心よりも明らかに右に寄る)という条件を優先とし、仮名の大きさ(周辺の仮名よりも明らかに小さいこと)を補助的な根拠として認定する(注5)。

### 四、小字表記の全体的な傾向

観智院本における小字表記について、前接する表記種の異なりでは次のような全体的傾向を示している。

〔漢字十小字仮名〕表記 …… 二九九五例

〔大字仮名十小字仮名〕表記 …… 三三二例

合計 …… 三三四七例

漢字が八九・五パーセント(二九五〇/三三四七例)を占め、圧倒的である。小字の形態としては、全体を通して「三」(二三七三例/三三四七例 四一・〇%)が最も多く、以下「ヲ」(八八四例/三三四七例 二六・四%)、「ノ」(二七五例/三三四七例 八・二%)、「ハ」(二〇三例/三三四七例 六・一%)がそれに続く。「二」と「ヲ」とで全体の六七・四パーセント(二二五七/三三四七例)を占める。文中における小字仮名の機能は格表示や接続関係を示すもの、活用語尾などが中心である。

〔漢字十小字仮名〕表記の場合、前接する漢字には送り仮名の問題が付随する。活用語尾部分や派生語形との関係から語末を小字仮名で添えるということも考えられ、別次元の要因によつて小字が出現している可能性がある。そのため、本稿では〔大字仮名十小字仮名〕表記を重要視したい。〔大字仮名十小字仮名〕表記は、大字仮名のまま表記するという選択肢もあるのに、わざわざ表記種を小字仮名に変更しているという明確な書記意識が認められるからである。

小字仮名に前接する表記種(漢字と大字仮名)を比較すると、両者には大きな差異が見られる。〔漢字十小字仮名〕表記の場合、小字形態は二九九五例中「三」(二〇四七/二九九五例 三三・〇%)が最も多く、以下「ヲ」(八七〇/二九九五例 二九・〇%)、「ノ」

(二七五/二九九五例 九・二%)、「ハ」(二九五/二九九五例 六・五%)、「テ」(二四二/二九九五例 四・七%)と続く。その他六八種類の小字形態で四六六例(二五・六%)を占める。

一方〔大字仮名十小字仮名〕表記の場合、「三」が三三二例中三二六例(九二・六%)と圧倒的であり、以下「ヲ」(二四/三三二例 四・〇%)、「ハ」(八/三三二例 二・三%)、「テ」(二/三三二例 〇・六%)、「ニハ」(二/三三二例 〇・六%)の順である。「三」以外の形態はすべてを合わせても七パーセント程度である。〔大字仮名十小字仮名〕表記において、小字仮名形態がここまで「三」に偏るのは何に起因するのかという問題が浮上する。

### 五、〔大字仮名十小字仮名〕表記における小字仮名「三」

前節での問題を承けて、以下観智院本において大字仮名に小字仮名が後置する例を示し、具体的な用法を検討する。「三」との比較対照のため、次に用例数が多い「ハ」「ヲ」の例を先に取り上げる。

(一) 小字仮名「ハ」を後置(八例)

片岡ニユキテソノカタチヲミヨトノ給ヘハユキイタリテミレハ(中一五才四)

ハシメハ母夫人ノユメニ金色ノ僧アリテ云(中六才八)

「ノ給ヘハ」「ハシメハ」のように小字仮名「ハ」が後置される場合、接続助詞か係助詞である。接続助詞として用いられる

場合、文字上には現れないが「バ」であるから、両者が紛れることはないと思われる。

(2) 小字仮名「ヲ」を後置(一四例)

ミツカラキタルキヌヲ又キテアラヒキヨメテ誦経ヲシツ(中三四オ三)

女コヨヒキキテソノ國ニイタリテ二年アルニ(中三四オ一)

塔ノウシロノツチノワレヤフレタルヲミテ土ヲツクリテ又  
リツクロヒテ…(略)…(下二〇オ三)

「ヲ」が後置される場合、「キヌヲ」「女コヨ」「ワレヤフレタルヲ(ミテ)」のように、すべて述語動詞の対象であり、格助詞用法である。

(3) 小字仮名「ニ」を後置(三二六例)

…(略)…トイヒテトモニ宮コノホリ給(中三三ウ三)

(行基菩薩が前を通りかかったところ)イサメル人トモト  
ラヘト、メテナマヌヲツクリテアナカチニス、メシキテマ  
イラス(中二〇オ五)

二人ノ大臣コトヲモキトカアタリテクヒカナシミテ王ニ  
奏申テ云(中九オ四)

是ノチノ世ノ佛ノ光ナレハ汝カチカラノキヤスヘキアラ  
ス(下三七オ三)

モシ女人有テヤスラカヨキ果報ヲ求ムト思ハ、(下二三オ三)

「コト人ハ物ヲツクシテタコソ功德ヲツクレ、…(略)…」

ト思フ(下三七ウ七)

それぞれの小字仮名「ニ」を現行の品詞分類に当てはめると、「宮コ」は格助詞、「経アラハス」は接続助詞、「アナカチ」は「コト」(殊に)は副詞語末、「キヤスヘキアラス」は断定の助動詞、「ヤスラカ」は形容動詞連用形、「タ」は副助詞「だに」の語末となる。

大字仮名に小字仮名「ニ」が後置される場合、格助詞、接続助詞、副詞(コトニ・アナカチニ・心ミニ・ツネニ・ツヒニなど)の一部、形容動詞連用形、副助詞「だに」の一部、助動詞「ナリ」や「ヌ」の連用形など、バラエティに富んだ用法が観察される。

「ハ」や「ヲ」と比較して、文脈における「ニ」は多様な用法を持つ。書写者は言語単位(ほとんどは文節単位)の末尾に位置する「ニ」を、境界標示のマークとして意識していたことが予想される。

(大字仮名十小字仮名)表記における小字仮名「ニ」への偏りは、他文献においても指摘できる。例えば延慶本『平家物語』(以下「延慶本」、延慶二・三年(一一三〇九・一〇)書写の底本を応永二六・二七年(一一四一九・二〇)に書写)における(大字仮名十小字仮名)表記の、小字形態によって分類したものが次表である。なお、次表で「形態」と称するのは、文字上の形態を意味する。

延慶本『平家物語』における

〈大字仮名十<sub>小字仮名</sub>〉表記の小字形態別用例数

用例数	形態
3	カ
1	ソ
2	テ
20	ト
189	ニ
36	ノ
24	ハ
18	リ
30	ヲ
323	合計

延慶本においても、小字の形態は「ニ」に集中する（二八九例／三三三例 五八・五％）。これは観智院本に共通する傾向である。大字仮名に後置する小字仮名「ニ」への偏りは、漢字片仮名交じり文書記においてある程度共通の書式として存在する可能性が認められる。

六、選択的な表記としての〈大字仮名十<sub>小字</sub>〉表記

観智院本においては同じ表現に対し、〈大字仮名十<sub>小字仮名</sub>〉表記と〈大字仮名十<sub>大字仮名</sub>〉表記がともに見られる場合が存在する。

後ノ年ニ小野妹子又モロコシニワタリテ（中一三ウ二）

我朝ノ道照法師勅ヲ承テ法ヲモトメムカタメニモロコシニワ

タリシ時（中一八ウ三）

家ノ人コレヲミテ悲ニ悦事カキリナシ（中四二ウ七）

使コレヲミテ請シトリテ家ニカヘリヌ（中三三オ一）

大字仮名を小字仮名に交替させるか、大字仮名のまま表記するのか、という選択は必須ではない（オプショナルである）。

そこで、大字仮名に続く仮名を大字のまままで記すのか、あるいは小字に変更して記すのかどうかを調べた。調査は、〈大字仮名十<sub>小字仮名</sub>〉表記において小字形態として観察された「テ」「ニ」「ヲ」「ハ」を対象とし、複合辞と認められるものは除いた。またいわゆる単語間ではなく、形態素的に分析することが可能なものについて、その境界部分を調査対象とした。結果は左の通りである。

（テ） 〈大字仮名十<sub>テ</sub>〉（大字のまま「テ」を後置） …… 二二三例

（ニ） 〈大字仮名十<sub>ニ</sub>〉（小字に変更して「ニ」を後置） …… 二例

（三） 〈大字仮名十<sub>三</sub>〉（大字のまま「三」を後置） …… 三四七例

（ヲ） 〈大字仮名十<sub>ヲ</sub>〉（小字に変更して「ヲ」を後置） …… 三二六例

（ハ） 〈大字仮名十<sub>ハ</sub>〉（大字のまま「ハ」を後置） …… 二七四例

（ト） 〈大字仮名十<sub>ト</sub>〉（小字に変更して「ト」を後置） …… 一四例

（カ） 〈大字仮名十<sub>カ</sub>〉（大字のまま「カ」を後置） …… 二九五例

（ソ） 〈大字仮名十<sub>ソ</sub>〉（小字に変更して「ソ」を後置） …… 八例

右によると、大字仮名に「ニ」が後続する場合のみ、半数近く（三二六／六七三例 四八・四％）が小字仮名へと変更するのに対し、「テ」・「ヲ」・「ハ」が後続する場合のほとんどは大字のまま表記し、表記種を変更していないということがわかる。例えば「テ」は、「ニ」と同様、節の末尾に多く現れ、「ニ」よりも格段に用例数も多いが、ほとんど小字化されない。これに対して「ニ」は、節の末尾において位置する場合の多くが小字化されるという点、「テ」とは対照的である。文中において



大字仮名に後置する「ニ」は、他の要素とは異なり、文における言語単位（ほとんどは文節末）の最後尾として意識されやすい環境下にあつたと考えられる。

漢字と仮名との交用が自然と文意の解釈を助けるといふ効果は、現代の漢字仮名交じり表記に同じく、観智院本の漢字片仮名交じり表記においても認められる。片仮名のみの連続は、理解に困難を伴う。片仮名が連続する場合、適度に仮名を小字化する事は、テキストにおける区切れの標示機能につながる。観智院本においても、特に「ニ」においてその効果は強く発揮されていると言える。

#### 七、語彙的に見た〈大字仮名十三〉表記

最後に、語彙的に見た〈大字仮名十三〉表記についても確認する。観智院本における〈大字仮名十三〉表記には、以下のよな語彙が観察される(カッコ内は用例数、ただし孤例は用例数を省く)。やや煩瑣になるが、全例を示す。加えて〈漢字十三〉表記、〈大字仮名十ヲ〉表記についても同様に(〈漢字十三〉表記については一部のみ)示す。

#### ○〈大字仮名十三〉表記

朝コトニ アシタニ アトニ アナカチニ アヒタニ(3) 雨ノシ  
 タニ アメノシタニ アルニ イエニキ イタカシムルニ イタツ  
 ラニ(2) イタルコトニ イツルニ イテキタリヌルニ イフニ

(6) イマシメニ イラヌニ イレタテマツルニ イレミルニ  
 レルニ イエニ ウセヲハラムニ ウチニ(5) ウツリ給ヌルニ  
 ウヘニ(6) 生ル、コトニ ウラニ ウエニ ウエツカヒタルモノ  
 ニ オカムニ 行ハムトスルニ オホキニ オホヤケニ(2) 思ヤ  
 ルニ 御タメニ(3) カ、ケタルニ カ、ルニ カクノコトクニ  
 加持セシムルニ カスニ(2) カタハラニ(3) カフニ(2) カミ  
 ニ キカシムルニ キクニ(4) キヤスヘキニアラス キレルニ  
 キラヒイツルニ クサキニ クハムトスルニ 供養シ給ハムスルニ  
 クリニ ケツニ(2) ケフコトニ 講スルニ(2) 心ミニ(2)  
 心見ルニ 心ミルニ コタフルニ コトニ(6) コトクニ(3) コ  
 トサラニ(2) コレニ(3) コロラヒニ コエニ サキニ(3) サ  
 トニ サラニ(2) サリヌルニ シタニ(2) シナノニ シラヌ  
 ニ スクフニ スクルニ スクレタルニ ス、ムルニ ス、メニ ス  
 テニ(3) スヘニ セタメヲホスルニ 僧コトニ ソコニ(2) ソ  
 ノカヒニ ソラニ タニ(5) 大経サニ 平クルニ タカヒニ タカ  
 ラニ 尋トハスルニ タ、カフニ タチマチニ タテマツルニ タネ  
 ニ タノミツルニ タハフレニ(2) タヒコトニ タヒラカニ タ  
 メニ(21) ツクリイタサシメタルニ ツクレルニ ツネニ(13) ツ  
 ヒニ(6) ツフサニ(2) ツホニ ツキニ 問心ミルニ トカニ  
 年コトニ 説給ヘルニ トモニ(12) トリアクルニ ナキニ ナケ  
 クニ 成ヌルニ ナリニタリ ナルニ ヌリカサルニ ネムコロニ  
 (7) 乃サウテラニ ハシメニ(4) ハナツニ 久カラサルニ 日  
 コトニ ヒソカニ ヒテリセルニ ヒトヘニ(3) フタニ フミト

フリアリクニ フルサトニ ホカニ(2) ホトニ(13) ホトリニ  
 (2) マコトニ(4) マサニ マツヘリシニ マヘニ(3) マニ  
 (3) ミネニ(2) ミマヘニ(2) 宮コニ ミルニ(3) ムネニ  
 ムマレナカラニ モトニ(4) モトムルニ モトメニ モトメツル  
 ニ モロコシニ(4) モロトモニ ヤニ ヤスラカニ 病セルモノ  
 ニ 湯アムルニ ユキスクールニ ユキ求ヌニ ユケルニ ユヘニ(9)  
 ユメニ(4) ヨニ(6) ワカレヌルニ ワツカニ(2) 我タメニ  
 キタルニ ヲシヘニ ラノツカラニ ヲモフニ

○〈漢字十三〉表記

間ニ 晝ニ(4) 明ニ(2) 悪道ニ(4) 朝ニ(13) アクル  
 日ニ 朝暮ニ 頭ニ(2) 穴ニ 阿含経ニ(3) 歩ニ 家ニ  
 (10) 池ニ 石山ニ 頂ニ(3) 市ニ 一々ニ 一音ニ 一  
 月ニ 一時ニ 一天下ニ 一度ニ 一日ニ(4) 一倍ニ 一夜  
 ニ 一卷ニ(2) 一向ニ 一所ニ 一生ニ 一百四十余年ニ  
 古ニ 折ニ 今ニ 生ニタリ 上ニ(2) 宇治橋ニ 内ニ 宇  
 原郡ニ 馬ニ 午時ニ(2) 海ニ(3) 孟蘭盆経ニ 云ニ  
 (4) 榮好ニ(人名) 英多郡ニ 枝ニ 榎ニ 縁ニ 縁起ニ  
 (3) 延暦十二年ニ 延暦廿三年ニ 延暦廿四年九月ニ  
 延暦廿四年ニ 落ニ 老ニ 王ニ(3) 仰ニ 大ニ(11) 大  
 連ニ 桶ニ 行ニ(2) 教ニ(2) 音ニ 鬼ニ 布袋ニ 思ニ  
 (3) 御教ニ 温室洗浴衆僧経ニ 御舍利ニ 女ニ 御腹ニ  
 御門ニ 御夢ニ ……(以下略) ……

○〈大字仮名十ヲ〉表記

女コヲ カリロクヲ キツネヲ キヌヲ(2) コノコトヲ コレヲ  
 コエヲ シタヲ タネヲ ナマヌヲ ミネヲ ヤフレタルヲ ヨコサ  
 マノシニヲ

〈漢字十三〉表記と比較した場合、〈大字仮名十三〉表記は、  
 「イタカシムルニ」・「イツルニ」・「イテキタリヌルニ」・「イフ  
 ニ」・「イラヌニ」・「イレタテマツルニ」など、動詞述語の末尾  
 部分に多く用いられることが特徴的である。観智院本の場合、  
 漢字表記しにくかったり、また漢字表記が可能であったとし  
 ても仮名書きすることが多い述語に対し、小字仮名「ニ」を  
 添えるという傾向が看取される。また用例数が多くないので  
 断定できないが、〈大字仮名十ヲ〉表記と比較すると、〈大字  
 仮名十ヲ〉表記については「女コ」・「カリロク」・「キツネ」・  
 「キヌ」など、即物的な具象名詞が多いのに対し、〈大字仮  
 名十三〉表記は同じ名詞相当句であったとしても、形式的な内  
 容が多いと指摘できる。「アヒタ」・「ウチ」・「ツネ」・  
 「トモ」・「ホト」など、即物的に指さすことが難しいよう  
 な形式名詞・抽象概念語が目立つ。〈漢字十三〉表記と比較し  
 た際の述語末部分の多さも、この特徴に符合している(注6)。  
 〈大字仮名十三〉表記の語彙的な特徴は、他の表記と比較し  
 て形式的・抽象的内容が多く、述語末部分に多く用いられると

いう点である。こういった内容は、文における節相当の区切れ目に合致することも多く、そのことによつて明確に文意の区切れ目を標示する機能が發揮されることにもなる。本稿では、第五節で確認した文における「三」の用法の豊富さとともに、こうした要因から表現すべき内容に対して〈大字仮名十二〉表記が選択されているものと考えられる。

## 八、まとめ

本稿では漢字片仮名交じり文の小字仮名に注目し、その実態と機能とを分析した。従来の研究において、三種類の表記種（漢字・大字仮名・小字仮名）が見られる漢字片仮名交じり文文献は、漢字と大字仮名・小字仮名の割合によつておおよその分類・位置付けが行われてきた。しかしこれらは主観的な量的基準に依つている面があり、本質規定が明らかになされてはいない。本稿においては大字仮名に小字仮名が後置する文献と、そうでない文献が存在するという観点を提示した。

大字仮名に小字仮名が後置する文献としては、観智院本『三宝絵詞』・延慶本『平家物語』・『名語記』・『法華百座聞書抄』などを挙げることができる。一方、三種類の表記種を持つとは言うものの、大字仮名に小字仮名は後置しない文献として図書寮本『宝物集』、京都国立博物館蔵本『打聞集』、中山法華経寺蔵本『三教指帰注』などを挙げることができる。

前者の文献群においては、三種類の表記種は交用しているに

とどまらず、これらは表記体としての融合と見ることができ。今後はこれらの文献群がなぜ大字仮名に小字仮名を後置させていたりさせていなかったりするのかという、文献の性質からの再検討が必要とされる。

右の視座に立ち、本稿では観智院本『三宝絵詞』を取り上げ、小字仮名の具体的な実態に考察を加えた。観智院本の〈大字仮名十二小字仮名〉表記に注目した場合、その小字仮名部分には「二」に顕著な偏りを見せる。小字形態「ハ」や「ヲ」と比較した場合、文における「二」の用法は多彩であり、このような用法のバリエーションが、逆に文における単位でのまとまりを標示する際の指標となつていると思われる。

大字仮名に小字仮名が後置する際、小字仮名「二」への偏りは他の文献においても認められ、漢字片仮名交じり文書記におけるある程度共通の書式として存在する可能性がある。この点についても今後の課題としたい。

大字仮名表記に続く「二」については、小字仮名への変更は必須ではなく、選択的である。大字仮名とそれに続く「二」を、「テ」・「ヲ」・「ハ」の場合と比較すると、「二」のみ格段に小字変更率が高いと言える。このことは、ほとんどが文節単位となる「大字仮名十二」表記が、文におけるある言語単位としての句切れ目を標示する機能を持っていたということを示している。

また語彙的に見た場合、〈大字仮名十二〉表記は形式的・抽

象的内容が多く、述語末部分に多く用いられるという点で特徴的である。こういった内容は、文における節相当の区切れ目に合致することが多く、そのことによって明確に文意の区切れ目を標示する機能が發揮されている。

【引用文献】

- 小川栄一 一九九八 延慶本平家物語における文字表記の機能、『国語学』一九二
- 二〇〇三 延慶本平家物語における表記システムの融合、『国語文字史の研究』七、和泉書院
- 榊島忠夫 一九七九 『日本の文字―表記体系を考える―』岩波書店
- 小林芳規 一九七一 中世片仮名文の国語史的研究、『広島大学文学部紀要』三〇号（特輯号三）
- 築島裕 一九八一 日本語の世界五『仮名』中央公論社
- 中田祝夫 一九八二 日本語の世界四『日本の漢字』中央公論社

【注】

- 注1 小林（一九七二）は「狭義の片仮名文とは、この第二類を指すのである。」としている。
- 注2 築島は『法華百座聞書抄』・『三宝絵詞』のような文献が元は平仮名表記であったのではないかと推測されていることから、このように述べているようである。
- 注3 筆者の調査によると、これらの文献において大字仮名に小字仮名

注4

が後置する例は各五例以下しか見られず、文献内において一般的とは言えない。

注5

本稿で考察の対象とするのは中・下巻とする。観智院本は上巻と中・下巻とで大きく表記の様相が異なる。上巻はおおむね漢字と小字仮名で記し、大字仮名はほぼ見られない。それに対して中・下巻は大字仮名が多く見られ、漢字や小字仮名とも交用する表記の様相である。三種類の表記手段がどのような関係で成り立っているのかを考えていく場合、資料として上巻を扱うのは適さない可能性があるためである。

注6

以下においても同じ条件によって用例採取のこととする。またこの条件によっても判断が微妙な場合は小字仮名とは扱わず、大字仮名と見なす。観智院本には異体仮名や平仮名と見られるものも稀に存するが、本稿では区別しない。また行頭・行末の仮名や、完全に行から右傍にはみ出ている補入が疑われる仮名、踊り字によって表示される部分については考察の対象外とする。

挙例は省略するが、（大字仮名十二）表記（大字仮名に大字仮名「二」を後置させる表記）においても、同様に形式名詞・抽象概念語が中心である。（大字仮名十三）表記と比較すると、（大字仮名十二）表記は大字仮名部分が述語である比率はやや低いと言える。

【使用テキスト】

- 勉誠社文庫一二八・一二九『三宝絵詞』（勉誠社、一九八五）
- 『延慶本平家物語』（大東急記念文庫、一九八二～一九八三）

「むらい ひろえ 名古屋大学大学院博士後期課程」